

議案第18号

三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

三田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年2月19日提出

三田市長 田村克也

三田市条例第 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例

三田市手数料条例（昭和 5 1 年三田市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 7 号の 3 中

「

ク	介護保険法第 1 1 5 条の 2 1 の規定により読み替えて 準用する同法第 7 0 条の 2 第 4 項において準用する同 法第 1 1 5 条の 1 2 第 1 項 の規定による指定地域密着 型介護予防サービス事業者 の指定の更新の申請に対す る審査	指定地域密着型 介護予防サービ ス事業者指定更 新申請手数料	7,000 円
ケ	介護保険法第 1 1 5 条の 4 5 の 5 第 1 項の規定による 指定事業者（同法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号イ又 はロに規定する事業を行う 事業者に限る。コの項にお いて同じ。）の指定の申請に 対する審査	指定事業者指定 申請手数料	14,000 円
コ	介護保険法第 1 1 5 条の 4 5 の 6 第 4 項において準用 する同法第 1 1 5 条の 4 5 の 5 第 1 項の規定による指 定事業者の指定の更新の申	指定事業者指定 更新申請手数料	7,000 円

を

	請に対する審査		
--	---------	--	--

ク	介護保険法第115条の2 1の規定により読み替えて 準用する同法第70条の2 第4項において準用する同 法第115条の12第1項 の規定による指定地域密着 型介護予防サービス事業者 の指定の更新の申請に対す る審査	指定地域密着型 介護予防サービ ス事業者指定更 新申請手数料	7,000円
ケ	介護保険法第115条の2 2第1項の規定による指定 介護予防支援事業者の指定 の申請に対する審査	指定介護予防支 援事業者指定申 請手数料	14,000円
コ	介護保険法第115条の3 1の規定により読み替えて 準用する同法第70条の2 第4項において準用する同 法第115条の22第1項 の規定による指定介護予防 支援事業者の指定の更新の 申請に対する審査	指定介護予防支 援事業者指定更 新申請手数料	7,000円
サ	介護保険法第115条の4 5の5第1項の規定による 指定事業者（同法第115 条の45第1項第1号イ又 はロに規定する事業を行う 事業者に限る。シの項にお	指定事業者指定 申請手数料	14,000円

に改める。

	いて同じ。) の指定の申請に対する審査		
シ	介護保険法第115条の4 5の6第4項において準用 する同法第115条の45 の5第1項の規定による指 定事業者の指定の更新の申 請に対する審査	指定事業者指定 更新申請手数料	7,000円

」

付 則

この条例は、公布の日から施行する。